

公 告

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館飲食施設業務委託について、次のとおり、公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和8年1月19日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 業務名

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館飲食施設業務

2 業務の目的

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館（以下「博物館」という。）にふさわしい飲食施設として、県民はじめ観光客の憩いの場として広く親しまれる雰囲気と質の高いサービスを提供することにより、来館者の満足度向上を図る。

3 業務の内容

（１）委託業務の内容

「福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館飲食施設業務仕様書」のとおりに

（２）契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

（３）施設の概要

ア 施設

名 称	福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館
所 在	福井県福井市安波賀中島町8-10
構 造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
延床面積	約5,200㎡「展示・ガイダンス棟」
年間入館者数	約20万人

イ 飲食施設

位 置	展示・ガイダンス棟1階 南側
面 積	約74㎡（うち厨房：約24㎡） 客席30席程度
平 面 図	「レイアウト図」参照

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、別途設置する選考委員会（以下、「選考委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「参加資格」という。）に関し、次に掲げる要件を満たし、県の認定を受けた者とする。

（１）飲食業の運営に必要な許可・免許等（食品衛生管理者等）を有するものであること。

（２）福井県内に本社または主たる営業所を有する者であること。

- (3) 福井県内外を問わず、飲食・喫茶業の経営もしくは運営に携わった経験があること。
- (4) 本業務の参加資格認定の日において現に県の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産開始手続の申立てが行われているものでないこと。
- (7) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がないものであること。
- (8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (9) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (10) 過去3年間において、団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰を受けていないこと。
- (11) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、最優秀企画提案者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当する場合、または該当していることが判明した場合は、最優秀企画提案者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。
 - ①参加資格審査の結果通知日までに、提案者が前記の応募資格要件を満たさなくなった場合
 - ②提出期限までに提出資料が提出されない場合
 - ③2案以上の企画提案をした場合
 - ④提出資料に虚偽の記載があった場合
 - ⑤著しく信義に反する行為があった場合
 - ⑥契約を履行することが困難と認められる場合
 - ⑦企画提案書の記載内容が法令違反など、著しく不適当な場合
 - ⑧審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ⑨書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

5 関係資料の配布

実施要項および福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館飲食施設業務仕様書（以下「仕様書」という。）等関係資料については、次のとおり配布する。

（1）配布期間

令和8年1月19日（月）から令和8年2月2日（月）まで（閉館日を除く）

（2）配布時間

午前9時から午後5時まで

（3）配布場所

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館（福井市安波賀中島町8-10）

電話：0776-41-7700

なお、博物館のホームページからもダウンロードすることができる。

URL：<https://asakura-museum.pref.fukui.lg.jp/>

6 プロポーザル参加申込

プロポーザルへの参加申込みは、応募申込書を提出したのち、出店申込書および企画提案書を提出すること。企画提案書は可能な限り具体的に記入すること。

（1）応募申込書の提出

ア 提出書類 応募申込書（様式1）

イ 提出部数 1部

ウ 提出期限 令和8年2月2日（月）15時までとする。

エ 提出方法 電子メール、郵送または宅配便によること。

※郵送、宅配便による提出は、提出期限日必着

※電子メールで提出した場合は、下記10の問い合わせ先へ電話にて送達確認を行うこと。

オ 提出先 一乗谷朝倉氏遺跡博物館

〒910-2151 福井市安波賀中島町8-10

E-mail：asakura@pref.fukui.lg.jp

（2）現地説明会

ア 日時 令和8年2月6日（金）15時から16時まで

イ 場所 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館 分館1階 会議室

※参加者は15時までに集合すること。

※会議室での説明後、カフェを案内予定

※現地説明会には必ず参加すること。

（3）質問受付および回答

ア 質問は、質問票（様式2）により、電子メールで行うこと。

※送信後に、下記10の問い合わせ先に電話にて、送達確認を行うこと。

※電話での質問は受け付けない。

※評価等に影響を及ぼす恐れがある質問は受け付けない。

イ 質問の受付期間は、公募開始以降、令和8年2月16日（月）15時までとする。

ウ 回答は、応募申込者全員に電子メールにより行う。

（4）出店申込書の提出

ア 提出書類（証明書は発行後3カ月以内のもの。）

<法人の場合>

① 出店申込書（様式3）

- ② 法人または主に運営にあたる者の業務運営の実績（様式４）
- ③ 参加資格に係る誓約書（様式５）
- ④ 定款の写し
- ⑤ 登記事項証明書
- ⑥ 企業概要（事業概要、組織、社歴等記載のもの）
- ⑦ 直近３期分の決算書

<任意団体の場合>

- ① 出店申込書（様式３）
- ② 法人または主に運営にあたる者の業務運営の実績（様式４）
- ③ 参加資格に係る誓約書（様式５）
- ④ 会則等の写し（団体名、主たる事務所の所在地、団体の目的、活動内容、規定等記載のもの）
- ⑤ 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類
- ⑥ 団体概要（組織、活動経歴等記載のもの）
- ⑦ 直近３期分の決算書

<個人の場合>

- ① 出店申込書（様式３）
- ② 法人または主に運営にあたる者の業務運営の実績（様式４）
- ③ 参加資格に係る誓約書（様式５）
- ④ 身分証明書の写し
- ⑤ 登記されていないことの証明書

※後見登記等ファイルに記録されていないことの証明

- イ 提出部数 各１部
- ウ 提出期限 令和８年２月１６日（月）１５時
- エ 提出方法 電子メール、郵送（配達証明）または宅配便（手渡したことが証明されるものに限る）によること。

※郵送、宅配便による提出は、提出期限日必着

※電子メールで提出した場合は、下記 10 の問い合わせ先へ電話にて送達確認を行うこと。

※郵送、宅配便による提出の場合、資料を電子データ（ＣＤ・ＤＶＤ等に格納）でも提出すること。

※原則として、提出後における資料の追加および変更は認めない。

- オ 提出先 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館
〒９１０－２１５１ 福井市安波賀中島町８－１０
E-mail : asakura@pref.fukui.lg.jp

（５）参加資格の認定

出店申込書の提出期限までに書類を提出しない者、または応募資格がないと認められた者は、企画提案書を提出することができない。参加資格の認定結果については、出店申込書を受け付けた日から３日以内（土日祝日を除く）に書面（電子メール）により通知する。

（６）企画提案書の提出

参加資格があると認められた事業者は、企画提案書の内容は仕様書の内容に即し、「福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館飲食施設業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項（以下、「募集要項」という。）」により作成するものとする。なお、参加資格がある者で期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

- ア 提出書類 企画提案書（様式6）
イ 提出部数 7部（郵送または宅配便により提出する場合）
ウ 提出期限 令和8年2月25日（水）15時
エ 提出方法 電子メール、郵送（配達証明）または宅配便（手渡したことが証明されるものに限る）によること。

※郵送、宅配便による提出は、提出期限日必着

※電子メールで提出した場合は、下記10の問い合わせ先へ電話にて送達確認を行うこと。

※郵送、宅配便による提出の場合、資料を電子データ（CD・DVD等に格納）でも提出すること。

※原則として、提出後における資料の追加および変更は認めない。

- オ 提出先 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館
〒910-2151 福井市安波賀中島町8-10
電 話：0776-41-7700
E-mail：asakura@pref.fukui.lg.jp

（7）応募費用の負担

今回の公募への応募に際して必要となる経費は、すべて申請者の負担とする。

（8）提出辞退

出店申込書の提出を行った後に企画提案書の提出を辞退する場合は、参加辞退届（様式7）を令和8年2月25日（水）15時までに、下記10の問い合わせ先へ、郵送または電子メールにより提出すること。なお、企画提案書提出の辞退は任意であり、辞退によって不利益な取扱いを受けることはない。

（9）留意事項

提出書類は返却しない。

7 委託者の選定および結果発表等

（1）選定方法

企画提案書を提出した者（以下、「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、選考委員会において企画提案書の審査を行い、別途定める評価点数の総合得点により、最優秀企画提案者を選定する。

（2）プレゼンテーション

- ア 場 所 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館
イ 日 時 令和8年3月上旬頃に予定（提案者に別途通知）
ウ 提案時間 1提案者につき、説明および質疑応答を含み30分程度
※プレゼンテーションに参加できる者は、1提案者につき2名までとする。
※詳細は提案者に別途通知する。

(3) 評価基準

- ①店内の雰囲気づくり
- ②運営サービスの方針
- ③営業時間の妥当性
- ④メニュー
- ⑤博物館との連携
- ⑥収支計画
- ⑦実施体制
- ⑧その他の提案

(4) 審査結果の通知

選考委員会による審査後、速やかに全ての提案者に書面（電子メール）で審査結果を通知する。
なお、審査経過については公表せず、審査結果の異議申立ては受け付けない。

8 契約

(1) 委託事業者の決定

最優秀企画提案者として選定された後、行政財産使用申請書の提出を受け、委託事業者として決定する。決定後は、企画提案書等をもとに協議し、契約を締結する。この協議の際、仕様書および提出された企画提案書の内容・経費を一部変更する場合がある。委託事業者と博物館との間で飲食施設の運営に関する契約を締結するとともに、博物館が委託事業者に対して行政財産使用を許可する。

(2) 契約書等

福井県財務規則のほか関係法令等の定めるところによる。

(3) 契約締結の取消し

次の場合には、契約締結を取り消す場合がある。

ア 最優秀企画提案者が、契約の締結に応じないとき。

イ 正当な理由なく、博物館の指定する期日までに行政財産使用許可の手続きに応じなかったとき。

ウ 最優秀企画提案者の選定から行政財産使用許可を受けるまでの間に、最優秀企画提案者の財政状況悪化等により、業務履行が確実でない恐れがあるとき。

エ 契約締結までに、4に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

オ その他、提出された書類に虚偽が判明したとき、または著しく社会的信用を損なう行為等により、業務委託が不可能または不適当となるような事情が生じたとき。

なお、上記の理由により選定が取り消された場合は、選定委員会により他の企画提案者の中から総合的に審査し、委託予定者を選定する。

9 その他

- (1) 企画提案書等提出後は、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した本業務の配置予定責任者等は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職などのやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の責任者等であることとし、博物館の了解を得なければならない。

- (2) 審査を行う際など、企画提案書等を必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、提出された企画提案書等を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行う場合がある。
- (5) 企画提案書等提出書類の作成およびプレゼンテーションに要する経費については、全て提案者の負担とする。
- (6) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (7) 成果物に関する権利は、受託者の固有の知識及び技術を除き、全て福井県に帰属する。
- (8) 提案に当たって、著作権等第三者の権利にかかわるものの使用については、提案者の責任において処理すること。
- (9) その他、不明な点（本業務に関する質問以外）については、下記10の問い合わせ先に照会すること。
- (10) 本公告および5に定める関連資料内の表記について、複数の解釈が可能な場合は、博物館の解釈を基準とすること。

10 問い合わせ先

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館 利用サービス室
〒910-2151 福井市安波賀中島町8-10
電話：0776(41)7700
E-mail：asakura@pref.fukui.lg.jp

11 スケジュール

公告	令和8年1月19日（月）
関係資料配布期間	令和8年1月19日（月）～2月2日（月）
応募申込書提出期限	令和8年2月 2日（月）15時
現地説明会	令和8年2月 6日（金）15時集合～16時終了
出店申込書提出期限	令和8年2月16日（月）15時
参加資格認定結果通知	出店申込書を受け付けた日から3日以内（土日祝日を除く）
質問書提出期限	令和8年2月16日（月）15時
企画提案書提出期限	令和8年2月25日（水）15時
選考委員会開催日	令和8年3月上旬頃 予定 （プレゼンテーション、審査）
審査結果通知	審査後速やかに通知